

平成30年 11月 19日

一般競争入札公告

次のとおり建設工事の一般競争入札を行うので公告します。

医療法人社団たかし会 尾鍋外科病院
理事長 福田 康彦

1. 入札内容

- (1) 工事名称 (仮称)医療法人社団たかし会 尾鍋外科病院移転新築工事
- (2) 工事場所 広島県広島市中区平野町6番2、6番11
- (3) 工事期間 契約締結から平成32年 2月末日まで
- (4) 工事内容 工事種別：新築工事
工事範囲：新築工事に伴う建築・電気設備・給排水衛生設備・空気調和換気設備・
消防設備・昇降機設備・外構工事等
- (5) 建物概要 構造規模：鉄骨造 地上 7階建
建物用途：病院
敷地面積：2,706.㎡
建築面積：1,515.㎡
延床面積：8,238.㎡

2 入札方法

- (1) 入札方式 一般競争入札
- (2) 予定価格 非公表
- (3) 最低制限価格 有
- (4) 入札保証金 無

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施工令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154条)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 平成29・30年度広島県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種を建築一式工事とする。
- (4) 参加資格者名簿に認定された格付けがAであること。
- (5) 格付基準の総合数値が1,500点以上であること。(広島県経営事項審査総合数値+主観数値)
- (6) 主たる営業所若しくは営業所を広島県内に有する者であること。
- (7) 特定建設業の許可を有すること。
- (8) 公告日から落札決定までの期間に、広島県の指名除外の対象になっていないこと。
- (9) 過去10年(平成21年11月以降に竣工引渡ししたもの)に医療施設にて新築工事(延床面積5,000㎡以上)を元請で施工した実績を有する者。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が50%以上の場合に限る。)
- (10) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。及び対象工事に係る設計業務の受注者又は当該受注者と資本及び人事面において次に掲げる関係にある者でないこと。
 - (ア) 当該受託者の発行済株式総数の過半数を有する。
 - (イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている。
- (12) 本件工事に、所属建設業者と3ヶ月以上の雇用関係を有する一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有した監理技術者を専任で配置すること。

監理技術者は前(9)項の経験を有すること。

なお、監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

4 設計図書

(1) 設計図書の配布

(ア) 配布期間：平成30年11月19日(月)から11月30日(金)(土日祝日を除く9時00分～17時00分)

(イ) 配布場所 尾鍋外科病院 事務室

(2) 設計図書に対する質問がある場合は、次によって書面を提出すること。

(FAX・メール可、但し原本を後日入札までに提出。なお電話・口頭での質疑は受付けない。)

(ア) 受付期間：平成30年11月20日から12月13日

(イ) 受付場所：(株)大協設計

(ウ) 書式：別記様式第1号

(3) (2)の質問に対する回答書は次のとおりとする。

(ア) 回答日：平成30年12月18日

(イ) 回答方法：電子メールにより各社へ電子データ(PDF形式)を送付する。

5 入札

(1) 入札日時 平成30年12月25日(火) 午前10時

(2) 入札場所 広島県情報プラザ2階 第3研修室
広島市中区千田町3-7-47

6 開札

(1) 開札日時 平成30年12月25日(火) 入札に引続き

(2) 開札場所 広島県情報プラザ2階 第3研修室

7 資格要件確認書類

(1) 入札に参加を希望する方は下記の資格要件確認書類を提出すること。

ア 提出期間：平成30年11月20日(火)から12月5日(水)(土日祝日を除く9時00分～17時00分)

イ 提出書類：(ア)入札参加希望書(様式.1)

(イ)建設工事施工実績調書(様式.2)

(ウ)技術者の資格・工事経験調書(様式.3)

ウ 提出方法：持参

エ 提出場所：4(1)イに同じ

(2) 資格要件確認書類の用紙は、4(1)アの期間に、イの場所で配布する。

8 落札者の決定方法

(1) 落札は予定価格以下で最低制限価格以上の者のうち、最低価格の者とする。

(2) (1)によって落札しないときは、再度入札を実施する。(再度入札は 3回)。再度入札に参加できる者は初度入札に参加したものとす。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は再度入札に参加できない。

①無効入札をした者。

②最低制限価格未満の入札をした者。

(3) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(4) 上記(2)によつても落札者がいない場合は、交渉による随意契約を行うことがある。

随意契約の相手方となることができる者は再度入札に参加した者とする。ただし、再度入札において無効の入札を行った者は随意契約の相手方となることができない。

随意契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積額が予定価格以下で最低制限価格以上の場合、当該見積をした者を契約の相手方とする。

9 委任状 入札者は会社の代表者とし、代理人が入札する場合は委任状を提出すること。

10 支払条件

- (1) 契約時： 契約金額の 20 %
- (2) 中間時： 上棟時 30 %
- (3) 完成時： 竣工引渡し後に残額を支払う

11 平成31年 3月末における工事出来高は 0.2%を厳守すること。

12 諸手続き及び工事補償

契約後の工事に関する一切の手続き、諸官庁に対する届出は、請負業者において行うものとする。
それに要する費用は請負業者の負担とする。
道路補修、隣家補修、騒音、施工上の諸問題はすべて請負者の責任において処理すること。

13 その他

入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満諸端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。